

当文教厚生委員会に付託された案件については、2月28日、午後2時から、全員協議会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第2号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

新型コロナウイルスワクチン接種事業中、予防接種健康被害給付費について、今回の給付対象者は何名か。また、給付費の積算はどのように行ったのか。とに対し、

今回の給付対象者は2人です。積算については、接種を受けたことにより、健康被害が生じたものと国が認定した場合、市が給付費を積算するのではなく、国が定める基準に基づき、本人が支払った医療費の実費分に加え、通院や入院の期間に応じて算出される医療手当が給付されます。とのこと。

地域生活支援事業中、障がい者相談支援事業について、市と、受託者である社会福祉協議会の双方が、消費税の非課税対象事業だと誤認していたため、委託料に係る未払いの消費税相当額、および延滞税、無申告加算税を支払う必要があるとのことだが、責任割合については、どのように整理したのか。とに対し、

本来、障がい者相談支援事業は消費税の課税対象事業であることから、消費税相当額については、市が受託者である社会福祉協議会に対し支払うべきもので、市が全額負担します。延滞税、および無申告加算税については、委託契約は当事者双方の合意により成立するものであり、双方が非課税対象と誤認するに至った経緯など、責任の所在を確認するものがないことから、双方5割ずつ負担することとしました。とのこと。

障がい者等自立支援事業について、増額補正となった要因は何か。とに対し、

障がい者等自立支援事業には、1利用者の増減により事業費が大きく増減する事業も含まれる中で、今年度は、複数の事業で、想定を上回る利用があったことが、増額補正の要因です。とのこと。

児童発達支援等事業給付費について、障がい児通所支援の、のべ利用日数が増加した要因は何か。とに対し、

昨年 1 月に新たな事業所が開設されたことや、5 月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが 5 類感染症に移行したことに伴い利用控えが減ったことが要因と捉えています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第 5 号、および議案第 6 号については、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、議案ごとに採決した結果、2 議案とも、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。